

「特定秘密の保護に関する法律案の概要」についての意見

1. 報道機関の懸念について

今回示された特定秘密の保護に関する法律案の概要（以下、「概要」）は、憲法が保障する「国民の知る権利」と「報道の自由」を侵害するおそれがあるなど、問題点が少なくなく、日本民間放送連盟は強い懸念を表明せざるを得ません。

秘密保全のための法制度は、政府に例外的に情報の開示制限の特権を与えるものです。このため、その議論は、国民の視点に立ちきわめて懐疑的に検討される必要があります。さらに、秘密保全のための法制度に限らず、国民の知る権利に奉仕する報道機関が、情報の流通を阻害するいかなる制度に対しても、その目的や主旨の如何にかかわらず懸念を抱くことも、また当然のことです。

こうした前提に立てば、「概要」には、以下のような拭い難い問題点があると考えます。

その第一は、「概要」には報道、取材の自由に配慮する旨の記述が無く、政府が法律案にも規定しない考えを表明している点です。加えて、「概要」によれば、一定の特定秘密の取得行為を懲役10年以下に処するとのことですが、報道機関を含む一般の国民も処罰の対象としながら処罰の対象となる取得行為の範囲が曖昧であり、かつ未遂、共謀、教唆または煽動を含むとしています。「概要」は「本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める」としていますが、そもそも何が拡張解釈に当たるのかが判然としないところでは何の歯止めにもなりません。報道機関や国民、さらには特定秘密取扱者以外の行政関係者には、取得しようとする事項が特定秘密であるかどうかすら分からないことを考え合わせると、行政機関が意に沿わない報道機関の正当な取材活動や国民の知る権利の行使を恣意的な解釈と運用によって処罰の対象とすること、に対抗できる明確な規定が必要と考えます。

第二は、「概要」にそって法制化されると、本来公表されるべき情報までもが秘匿されたり隠ぺいされるおそれを大いに孕んでいる点です。「概要」では、「特定秘密」を、別表に該当する事項のうち公になっていないものであって、国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため特に秘匿するもの、と説明しています。そのうえで、有効期限についても、上限を5年としつつも更新が可能であり、事実上無期限であることから、恣意的に指定が行われてもほとんどチェックができない仕組みにあるといえます。特定秘密の漏えい等に対する罰則との均衡を図るうえでも、行政機関の長に対して特定秘密の恣意的な指定を禁止する規定や、そうした指定を行った際の罰則など、恣意的な指定を抑止するための法律的な担保が不可欠であると考えます。

2. 更なる国民的議論の必要性について

当連盟は、「秘密保全に関する法制の整備についての意見」（平成23年11月）のなかでも、①本来公表されるべき情報までもが隠ぺいされるおそれを大いに孕んでいると言わざるを得ないこと、②特定秘密の取扱者に対する厳罰化をもって秘密の漏えいを抑止することは、取扱者のみならず広く萎縮や過剰反応をもたらし、公開されて然るべき情報まで公開を躊躇することになりかねないこと、③取材者が正当な取材活動との認識で行った行為が処罰の対象になりうるおそれが拭いきれないこと、などを指摘したところです。

今回の「概要」はそうした懸念に答えておらず、また、「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」が平成23年8月に「報告書」を公表した以降の状況を見ると、国民各層のさまざまな危惧に対して政府が十分に説明を尽くした実績も限られると考えます。

本法律案は、法制化の必要性について更なる国民的な議論を積み重ね、具体的な内容についても、政府に例外的に情報の開示制限の特権を与えるものとの基本に立って、極めて慎重に検討されるべきものと考えます。

以 上

〔付言〕

今回の意見の募集は、突然に開始された感があり、なおかつ期間が2週間と非常に短く、国民的議論が十分に担保できないと考えます。時間をかけた議論が必要であることを申し添えます。